

令和7年度 富山市環境審議会 会議録

- 1 日時：令和8年2月10日（火）午後1時30分～午後3時10分
- 2 会場：富山県民会館704会議室
- 3 出席者： 足谷委員、川端委員、久加委員、国谷委員、議長、高橋委員、谷井委員、袋布委員、中川委員、長谷川委員、府金委員
欠席者： 内山委員、加賀谷委員、徳山委員、中谷委員、道井委員、麦島委員、山口委員
- 4 配付資料
資料1：富山市環境審議会委員名簿
資料2：富山市環境審議会座席表
資料3：富山市災害廃棄物処理計画改定の概要
資料4-1：家庭ごみ有料化制度に関する審議過程
資料4-2：家庭ごみ有料化制度の見直し過程
参考1：委員の皆様から寄せられたご意見について
- 5 議題
 - ・富山市災害廃棄物処理計画について
 - ・家庭ごみの有料化制度について
- 6 会長挨拶
- 7 議題における質疑応答及び意見

・富山市災害廃棄物処理計画について

（議長）

公費解体ですが、市民の方が被災した場合に、厳しい生活状態の中でどうやって市としてワンストップで公費解体に持ってくるか。周知チラシ等、事前に作成し、体制を整えるということですが、実際に被災した市民の方が市役所に来た場合、どのように迅速に対応されるお考えでしょうか。

（事務局）

今回の令和6年能登半島地震では、富山市におきましては、公費解体が15件。自費で解体されて費用を償還補助した方が2件で、合計17件を公費で解体したところです。

まずは、被災された方に、支援に関する情報の周知をしっかりとしたいと考えております。

今回の経験で、最後まで自宅を解体するか悩んでいらっしゃる方がかなりの件数ございました。そういった方のご自宅に直接伺い、生活の実態であるとか、どういうことに悩んでいらっしゃるか、また解体しない場合に、その他にどのような選択肢があるのかなど、腹を割ってお話すると、ご自分の実状に合った、補修であるとか、解体とかいう決断をしていただくことができました。今回、富山市では対象件数も少なかったのですが、そのような対応できましたが、もし仮にさらに大きな災害があっても、同じように市民に寄り添った対応をしてまいりたいと考えております。

(委員)

知人で、珠洲の方に住んでいらっしゃる方がいまして、自宅の方の壊れ具合が50%ではなく、20%ぐらいだったと。公費でできる範囲ではないから、水道とか、実費で補って欲しいと言われたというお話を聞きました。

ある程度査定みたいなのがあって、そういうことで割合が決められるものだと思うんですけど、ある割合で公費、ある割合で実費っていうのが、ちょっと納得いかないというご意見を聞いたことがあります。そういう割合はどういうふうに決められるものなんでしょうか。

(事務局)

まず家屋の被害については罹災証明書の申請を、発災後に受け付けまして、家屋に被害があるということであれば、調査員が国の算定方法をもって、被害状況の判定をさせていただきます。

屋根部分であるとか壁であるとか、基礎であるとか、それぞれ、割合やポイントが決まっています判定するのですが、住民の方が被害を感じられる被害程度と、調査によって判定される被害程度においては、かなり感覚の差がありまして、多くの再調査依頼で、納得がいかないなどの苦情をいただいております。

能登半島地震の場合も、一定程度、国の被害の支援対象を市町村や県が上乘せする形で支援の拡大に努めたところではありますが、やはり100%公費でその生活を支援するというのはなかなか、特に大規模な災害になればなるほど、難しいというふうに感じております。

公費解体であるとか大きな補助はできないけれども、修繕であるとか、生活に困らないような応急復旧などの制度もいろいろございますので、それぞれのケースに合った支援のあり方を、行政の方から丁寧に説明することが重要であると考えております。

(委員)

廃棄物の発生量の推計があるんですけど、気象災害と、地震が同時に起きる可能性もあるというところで、(同時に起きた場合に)この総量の考え方が変わるのか、変わらないのか。

片付けごみの排出方法を事前に周知して、みんなに理解、把握してもらおうということなんですけども、回収するごみの量によっては、個別ではできず、仮置き場に運ばなきゃいけないし、事前に周知したものを忘れられるということもありますので、発生後、どのように周知するのかを考えておく必要があるんじゃないかと思います

(事務局)

富山市の場合は呉羽山断層を震源とする、震度7の地震が発生した場合ということで、地震による津波や土砂災害などを算定した被害想定となっております。

一方で洪水につきましては、平成23年7月の新潟福島豪雨の雨量をもとに算定された数字でございます。その時は24時間雨量は新潟で423ミリ。福島で527ミリ記録されているところですが、今回の最大雨量は、県が管理するいたち川の方で、24時間723ミリから813ミリ。国が管理する神通川などで、48時間雨量として537ミリから776ミリという雨量が発生した場合の被害程度で、全ての河川が一斉に氾濫した場合という、0.1%程度の発生率の被害想定ではございますが、そのような大きな被害も起こり得ることから、備えが必要だというふうに考えているところです。

発生した場合の周知方法ですが、ホームページや、チラシパンフレットの配布等が中心になるかと思いますが、最終的には情報がなかなか行き渡らない可能性がありますので、やはり避難所や各家庭を回って、周知に努めるということが必要になってくると思っております。

(委員)

平時から片付けごみの排出方法等の周知・広報が一番難しいとされていて、自分にそういうことが降りかかる意識を持ってないことが多いと思うんですよね。だから、実際に自分にそういうことが起こりそうだって予感がないと、チラシを作ってもなかなか見てもらえなかったりと。でも予備知識がないと、起きたときに適切な行動ができない。事前の周知はどんな感じをイメージされてるのかちょっとお聞きしたい。

(事務局)

実際、能登半島地震で起こった事例など、ホームページとか色々な媒体を通じて、紹介することで、やはり自分ごととして、いつかそういうことも起こり得るということを、理解していただくことがスタートだと思っておりますので、機会を捉えて、積極的に広報してまいりたいと考えております。

(委員)

周知にあたって、平時のごみの分別が、災害ごみの場合に何が変わるのかというところを重点的に理解し、リアリティーをもってもらえるような工夫をしていただければと思います。

災害発生時の混乱の中、高齢者への周知等、チラシを配るだけでいいのか、どう伝えるのよいかを試しながら、意見を求めるなどし、やっていくといいかなと思います。

(議長)

若い人が情報を得るときに、Xがかなり使われています。Xですと、キーワードを入れると、すぐに自分が欲しい情報が出てきます。現在、富山市のXの利用状況はどうのようになっていますでしょうか。

(事務局)

富山市の場合は富山市公式ラインというものが、情報発信の1つの媒体になっておりまして、ごみの情報であるとか、いろんな行政情報を発信するツールとなっております。

Xにつきましても、防災の関連関係課で取り扱いはしておりますが、まだまだ活用は不十分なところもごございますので、そういうSNSを活用したり、新たなアプリなどを活用したりして、色々と多チャンネルな方法で情報発信することに努める必要があると思っております。

・家庭ごみ有料化について

(議長)

パブリックコメントは81名から有効な回答をいただいたということですが、賛成8名、反対11名ということ、どう判断したかということ、を明らかにしていただきたいなと思います。

(事務局)

88人から226件のご意見をいただきまして、賛成が8人、反対が11人。賛否を明らかにせずに、素案に対するご意見やご質問をお寄せいただいた方が69人という内訳でした。

賛成の意見は非常に心強いのですが、反対された方の意見にこそ、制度をしっかりと見直すべき課題があると受け取っておりまして、その反対はなぜ反対か、その反対の方の不安を払拭するためには市はどういう施策を行えばいいかということを考えまして、改善案などを、今回、盛り込ませていただいたところでございます。

やはり1円という手数料を頂戴するからには、市民の皆さんに、有料化になってよかったと言ってもらえるような制度運用を、今後心がけてまいりたいと考えております。ま

た、企業の皆様のご協力などもいただきながら、この手数料水準よりも、負担が大きくならないように努めてまいりたいと考えております。

(委員)

ごみ袋に関する収益について、できる限り将来の施設の更新のために積み立てていくという形が市民の理解を得るのではないかと思う。

外国人へのわかりやすい周知ですけれども、住民票を受け取るときに、作成された動画を見ることを徹底するとか、漏れがないような方法を考えられる方がいいと思います。

あと、不法投棄した場合の罰則もきちっとしていただきたい。

(事務局)

いただいたご意見を参考に、将来世代への負担軽減を念頭に検討してまいります。

(委員)

広告収入を得る方法はどんな方策を考えておられるか。

手数料収入の使途ですけれども、今は、ごみで困ってるところをきちっと解決することに重点を置かれて、住民の便益などが見える化され、それを多くの住民が公平に見れるというところまでできるだけ配慮いただきたい。

アプリの仕様についても、きちっと改善をされながら、災害時も含めて、幅広く、有意義に活用いただきたい。

(事務局)

ごみ袋の広告収入をどのように得るのかということですが、環境問題への取り組みについて、高い関心を持つ企業を中心に足を運ばせていただいて、目的を共有し、ご賛同いただいたうえで、ご出資いただくことを考えております。

(委員)

(市の) 市民課の受付では、いっぱい広告が出ていてすごいなと思って見てるんですが、気をつけていただきたいことが利益相反です。

このごみ袋を作るときにお金払ってその会社にもたまたまお金が戻ってくるみたいところはちょっと余りにもよろしくないで、広告主の選定については、やっぱり理解を持って適切に対応いただきたい。

(委員)

「もったいない運動」とは、どのような取り組みか教えていただきたい。

不法投棄に対する対策を強化していただきたい。

有料化になったときに、現状の、無償のごみ袋にその有料ごみを入れたらどういうふうな対応となるのか。

高岡市、小矢部市、氷見市が合同で使用している焼却炉で、CO₂の削減、CO₂ゼロの運動を進めたというニュースがあったが、富山市ではそういうことは、今考えてらっしゃるのか。

(事務局)

富山市版もったいない運動は、本年4月から展開したいと思いますが、子供たちへ、環境であるとかごみ問題について関心を持ってもらうというのがそのベースにあります。また一般の市民の皆様にも、各分野でごみの分別や減量化、リサイクル、資源循環などに取り組んでいらっしゃる方々の実例をご紹介していくような取り組みをしていきたいと思っています。

先ほど、「有料化する前に不法投棄対策にしっかりと取り組んでいた自治体は、仮に有料化を導入したとしても、不法投棄は増えませんでした」というご報告をさせていただきました。富山市もそのようにありたいと思っております。

リユースについても、今後民間事業者の協力を得ながら、不要な方から必要とする方への受け渡しを、どんどん強化していきたいと思っております。当面はWeb上での取り引きを想定しておりますが、実店舗の開設も目指していきたいと考えており、民間事業者さんと協力しながら、受け渡しの場の開設も目指したいという考えております。

専用ごみ袋を使わずに、その他の袋で出した場合は回収せず、違反ごみに違反シールを貼って、しっかりと分別してくださいというメッセージを残していくという取り扱いになります。地域住民の方にご迷惑かからないように、ボランティア袋の1つの活用方法として、町内会に一定程度、ボランティアごみ袋をお渡しして、その違反ごみをそのボランティアごみ袋に分別して入れていただくことで回収するという仕組みも考えております。

(事務局)

高岡市は高岡地区広域圏事務組合というところで、氷見市と小矢部市と共同でごみ処理をしており、以前からごみの燃やした熱を利用して発電をしています。

ごみを燃やして、発電されたものはCO₂を排出しないクリーンな電気として、認証を受けられるもので、それが脱炭素に繋がると、北陸電力さんと取り組みを始められたというところです。

富山市においても、富山地区広域圏事務組合というところで、滑川市、立山町、上市町、舟橋村の5市町村でごみ処理をしておりますが、こちらでも同様にごみを燃やした熱で発電をしています。実は富山市、富山地区広域圏事務組合でも、今、同じようなことを検討中でして、まだお話しはできないんですけども、いずれ発表される予定です。

(議長)

家庭ごみ有料化制度の一番の大きな主旨について、改めて確認したいと思います。

(事務局)

家庭ごみ有料化の目的ということでまずはごみを減量化していきたいというのが1つ。

2つ目は、やはり日本は資源のない国でありますので、資源を大切に使うために、資源物はリサイクルしていきたい。ごみとして捨てるのではなくて、資源として活用することを進めます。

3つ目として、将来世代の負担軽減ということで、もちろんごみを減らすことによって、既存の焼却施設を少しでも長く使うという、将来負担の軽減もありますし、有料化財源を少しでも将来世代のために、ストックしておいて、将来の建て替えの大きな負担の軽減を図るということ。以上の3点が、富山市の有料化の目的であるというふうに考えているところでございます。

(議長)

神奈川県でも、民間事業者が場所を用意し実施しているリユース事業が始まっています。来られる方にとってはいいものが出てきた場合は、どんどんなくなってしまう。CO2削減等々を考えると、やはり「場」があって、リユースを促進するというのは、1つ大きなことです。ぜひ、富山市でもそういう市民が求めているものがあるリユースの場づくりを、事業者と一緒に早めにやっていただきたいなと思います。

(委員)

ごみの分別は、リサイクルすると無料になるっていうのと、面倒くさいっていうのと、両天秤にかけるようなところがあるのではないかと思いますので、モチベーションを上げるために、どういうふうにリサイクルされるのかをぜひ、説明していただけるといいかなと思います。

目的とか本質をできるだけわかりやすく理解してもらうのも大事なことだと思います。リサイクルが目的になってしまうと、何か変な方向にいつてしまいうるので、その辺の本質を、子供から大人まで理解してもらえるとよいかなと思います。

外国人へのわかりやすい制度の周知ということですが、全ての人に対応できるようなアプリがあるのか、それとも、わかりやすい簡単な日本語で説明するのが良いのかっていうのは、その辺はいかがでしょうか。

(事務局)

今現在の導入予定しているアプリについては、基本的には複数言語に対応できます。富山市も今現在7ヶ国語で、外国語対応のごみ捨てのパンフレットを作成しておりますが、その程度の言語には、対応可能というふうに聞いております。

将来的には、日本語ベースのものを、自動翻訳する形で、言語を選べば変換されるという技術も進んでおりますので、将来的にそのアプリもそういうふうに改修されていくというふうに聞いております。

(議長)

プラスチックの利用削減が必要かと思います。プラスチックごみの削減に関して、市の取り組みを簡単にご説明いただけますか。

(事務局)

去年は、現在、汚れが残っていて「燃やすごみ」として排出していただいているプラスチックを、リサイクルする実証実験を行いました。現時点では、燃やさずに、資源として循環させるという取り組みが中心になっております。

事業者に対しても、リサイクルできる部品を使って製品を開発するなど、なかなか富山市だけでできることではないものですから、まずは小売店舗に過剰包装を抑制していただいたり、量り売りを推進したりという取り組みをしているところです。

(委員)

例えば、新聞とかスーパーのチラシがいっぱい入ってきますよね。これは、製造者にもある程度の負担というか、協賛的なものを何か求めることって、もちろん任意になると思うんですけども、それも一つではないかと。

手数料について、消費税はやっぱりかかってくるんですよね。

(事務局)

チラシを配布する事業者さんに一定の負担ということについては、なかなか難しいのかなと思います。法律とか制度で縛るということもなかなかできないものですから、例えば個人単位でできるとすれば、フリーペーパーのようなものはお断りするといったことが挙げられます。

手数料につきましては、消費税の対象となります。但し、手数料として1リットル1円をご負担いただく形になりますので、市の方で、消費税の対応をさせていただくという形になります。

(委員)

私たちはボランティアで、家庭でいらない贈答品とかを集めて、必要な方に譲渡するという活動をやっております。ただで集めたものを100円とか200円で必要な方にお譲りするわけなんですけども、得た収入を、災害時に寄付したりしております。1年に1回、2日間をそういう活動に充てるんですけども、大体、25万ぐらいの収入になります。それぐらい、皆さんやっぱり家庭でいらないものがたくさんあるんだと思います。

捨てればごみですけども、活用すれば、そういうボランティア活動にもなるんじゃないかなと思っております。

(委員)

アプリについてなんですが、いつどこで出せるかがわかるようにしていただきたい。何曜日に出せるかって、実はすごいわかりにくく、町内会で配られてるカレンダーだけだったりするんです。

例えば、町内で登録すれば出るので、何曜日に出せるかすぐにわかる。来週の水曜日で置いておけばいいんだとか、今週の金曜日でいいんだとか、そういうのがわかるとそれだけでもかなり分別行動に繋がりがやすいので、やはりユーザーフレンドリーなところがどこまでできるか、いろいろと確認していただけるといいのかなと思いました。

(委員)

不法投棄の問題は、家のごみをどっかに捨てに行ってることはないと僕は信じていて、インバウンドとか外来の場合が多いと思うんですね。そのごみは誰のものかっていう問題になるので、そうなる तोそれはちょっと不法投棄対策は、そのごみの問題とかになってくるので、そこもやっぱり広範囲に考えていただく必要があると思います。

だからそこは、家庭ごみの問題だけではなく、家庭じゃない人のごみっていうのが、次、事業ごみで出てくるんですけど、そこがなかなか廃掃法の関係で、日本は区別しなければならなくなっちゃってるんで。

そこはちょっと難しい問題ではあるんですけど、不法投棄の問題、家庭で誰か捨てに行ってるということだけではないので、上手いことちょっと考えていただけると、総合的に見れるのかなというふうに考えております。そこはまた、いろんなところで議論されていくと思いますのでまたよろしく願いいたします。

(議長)

不法投棄の重要な論点というのは、意図して捨てたのか、意図していないのか。例えば荷崩れとかですね。それだけを見て、不法投棄されたものかはわからないんですね。

ある自治会の事例がこの会議で出ましたけれども、特定の人が、定期的に置いてたっていう事例がありましたけれども、これは完全に違法行為になるわけですね。

不法投棄は、本当に重要な課題で、この会議でも何度も、ご意見、ご質問いただきましたけれども、冒頭、市の方からご説明ありましたように、徹底してやっていくということになっております。

(議長)

家庭ごみ有料化につきましてはこの審議会でも令和4年から8回にわたり、議論を行ってきました。昨年7月の基本的な考え方をもとに、市民との意見交換などを踏まえて素案が作成されました。パブリックコメントを経て、有料化に対する市民の皆さんの考えも、明らかになってきたのではないかと思います。

素案では、本年6月の市議会において、有料化制度導入の是非を図るというスケジュール案が示されており、当審議会としての意見もまとめていきたいと考えております。

これまでの審議会での皆さんのご意見を振り返りましても、家庭ごみ有料化導入自体に反対というご意見はなかったと考えておりますが、家庭ごみ有料化制度の導入自体に反対であると、というご意見をお持ちの委員の方はいらっしゃいますでしょうか。

－意見無し－

(議長)

ご意見がないようですので、当審議会においては、家庭ごみ有料化制度の導入そのものに反対する意見はないということで、審議会としては、家庭ごみの有料化の導入については進めるべきであるとの立場で引き続き、議論を進めて参りたいと思います。

つきましては、有料化制度の中身について検討することが重要であることから、項目別に議論を進めて参りたいと思います。

始めに、手数料の徴収方法に、専用ごみ袋方式を採用し、また料金体系を排出量単純比例型とすることについて、ご意見はございますでしょうか。

－意見無し－

(議長)

全国の多くの自治体がこの方式を採用し、また、他の方式を採用した自治体においても、最終的にこの方法に行き着いてるということを考えますと、徴収方法や料金体系については、妥当といえるのではないかと思います。

次に、ごみ袋の種類について燃やすしかないごみと燃やせないごみの共通袋とすること、また要領について素案で示した、4種類、45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓに加えて、意見交換会やパブリックコメントで、導入要望が多かった10リットル未満の袋の作成も検討するとの説明がありましたが、このことにつきまして何かご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

(委員)

小さいのも含めると、5種類ぐらいできることになりましたが、それって手続きが複雑になったりはしないものでしょうか。

(事務局)

5種類の大きさは異なりますので、使い方として、今、45リットルの袋を使っていて、分別を一生懸命して30リットルの袋で済むようになったとか、さらに生ごみも、分けてコンポストで処分して、今月は20リットルの袋で済んだなど、できるだけ市民の皆さんには、より小さい袋へ移行するような取り組みを進めていただきたいと思っております。

料金はどの大きさでも、1リットル当たり1円ですので、それぞれのライフスタイルに合った大きさの袋を購入いただくということで、煩雑さはないのかなと考えております。

(委員)

小さい袋を、ショッピング用で、いわゆるごみ袋有料化の代替となるかと思うんですけど、多分小さいごみ袋の需要が一番多いのコンビニだと思うんですね。そこについてはどういうふうに考えておられますか。コンビニエンスストアの袋は3円で、今買ってまそれが5円になりましたっていうのだとあまりこの導入としていかがのかなと思うんですが、そこら辺の取り組みの準備状況ってのはどうでしょうか。

(事務局)

今、現在につきましてはまずはスーパー、ドラッグストア、ホームセンターなど、通常、取り扱いの多いところを中心に置いていただきたいと考えております。コンビニエンスストアにつきましてもいろんな店舗ございますので、ご協力いただけるところは、置かせていただきたいと考えております。

－その他、意見無し－

(議長)

使用頻度の少ない燃えないごみ袋を別に購入する経済的な負担に加えて、中核市の中でも最多となります5種類ですね。燃やすしかないごみと燃えないごみを、別々に作成すると10種類ということになってしまいますので、店舗に応じては取り扱わない種類も出てくるのではないかと懸念がありまして、市の考え方については妥当ではないかと考えております。

しかしながらこの点については毎年の制度の点検などの機会に、引き続き議論していけばよいのではないかと思います。

市民の皆さんが、ごみの分別や減量排出がしやすい形に適宜、見直していくということも、重要であるというふうに考えております。

次に、1リットル当たり1円という手数料の水準について、このことにつきまして何かご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。

－意見無し－

(議長)

事務局の説明にもありましたとおり、手数料水準につきましては、あまり低くてもごみ減量効果がありません。逆に高過ぎると所得の低い世帯の生活に影響が生じてしまいます。この1くらいという値段設定は非常に難しいところですが、今回、富山市が提案す

る1ℓ当たり1円という水準は他の中核都市と、比較しても少しですが低い水準であるということから、適当な水準ではないかと考えております。

またごみ減量効果が低減しないよう、先ほど事務局からも説明がありましたが、富山市版もったいない運動の展開や、燃やすしかないごみへの、改称など、創意工夫によりしっかりとごみの減量化に取り組んでいただきたいと思います。

私から質問ですけれども、所得に応じての配布する家庭というのは制度的にあるのでしょうか。

(事務局)

1つが公共の場のごみ清掃などをボランティアでやっていただいているような皆さんへ、ボランティア用ごみ袋というものを無料で配布するものです。

それ以外に、生活保護世帯につきましては、最低限の生活水準の確保ということが必要になりますので、必要枚数をお配りすることを考えております。

(議長)

本日は、たくさんのご意見を出していただきました。改めて確認することも重ねてさせていただきます。委員の皆様におきましては本件に関しましての内容は、十分、ご理解いただけたと感じております。今回いただきました内容に関しましては、市民の皆さんの理解や納得を深める意味でも、できる限り尊重させていただきまして、少しでも、今後の制度設計に役立てていただければと思います。

(事務局)

皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、今後の制度に生かして、よりよいものとしてまいりたいと考えております。

(議長)

委員の皆様には長時間にわたり積極的にご意見いただき、ありがとうございます。

今後、当審議会としては、どのように進めていけばよろしいのでしょうか。事務局の方の案をご提示ください。

(事務局)

委員の皆様におきましては長い時間、熱心にご審議いただきありがとうございます。

市としましては家庭ごみの有料化制度の導入につきましては、当委員会の方に諮問という形で、ご検討をお願いしておりますので、当委員会のお考えにつきまして、答申という形で、おまとめをいただきたいと思いますと考えております。

(議長)

本日これまでの議論では家庭ごみ有料化の導入については、皆さんからは反対というご意見はありませんでした。

制度の個別具体的内容についても、本日、多くのご意見をいただいております。これまで審議会としての意見は、ある程度、出尽くしたのではないかなと考えておりますが、もし委員の皆さんのご賛同が得られるならば、皆さんからいただいた、ご意見も踏まえ、私が会長として答申書を取りまとめ、また先ほど、委員の皆様からいただいた、市への要望事項等も答申の附帯意見として添えて、市長へお渡しするというにしたいと考えておりますが、委員の皆さまいかがでしょうか。

－異議なし－

(議長)

それでは答申書の文面については、私、会長にご一任いただいたと理解いたしました。これで本日予定されておりました議事については全て終了しましたので、進行を事務局へお戻しします。

(事務局)

本日は家庭ごみの有料化制度について、審議会としてのご意見、ご提言を会長の方で今後まとめただけると伺いました。

事務局としましては答申書がまとまり次第、会長と市長の日程を調整の上ご提出をいただくこととなるものと存じます。

また答申書の内容等につきましては委員の皆様にご追って送付させていただきたいと考えております。

以上をもちまして、令和7年度第3回富山市環境審議会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりご審議いただき、どうもありがとうございました。

－ 閉会 －